

質問書

2021年1月5日

「ガーナ国市場志向型農村生活改善プロジェクト」

(公示日:2021年12月15日/公示番号 21a00889) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	20ページ (4) 実施体制	生活改善は衣食住のアプローチがあると思いますが、本案件については特に栄養(食)についての生活改善を目指すという理解でよろしいでしょうか。CP 機関に特に保健分野の機関が含まれていないため、「栄養不良がX%に下がる」といった保健指標の改善を目指すような「栄養改善」ではないと読み取れますが、具体的に「栄養」についてどの程度の活動、成果を想定されていますでしょうか。	本案件は SHEP アプローチによる農業活動を通じた収入向上と栄養改善により小規模農家の生活改善(RD上では、Life Improvementと記載)を目指すものです。栄養改善は食糧農業省女性農業局(WIAD)と共に実施するもので、WIADが実施する研修には、栄養価の高い食事・農作物に関するものに加え、水・衛生、保健等も組み込まれています。また、本プロジェクトで想定している栄養改善の達成目標については、配付資料のRDを参考ください。
2	21ページ (6) 対象州および対象郡における活動 1) 地方レベルにおける活動は、基本的に本格活動に入る第2期から開始される予定である。各対象州には、2年間に限って、SHEP アプローチの普及および栄養改善啓発活動の実施に必要な予算をプロジェク	「SHEPアプローチの普及および栄養改善啓発活動の実施に必要な予算」のなかに、参加者交通費、日当、宿泊費は含まれるのでしょうか。もし単価設定がすでにありましたら、見積りに関連しますのご教示頂ければ幸いです。 同様に、CP の会議等参加の際の交通費、日当単価もすでにありましたらご教示ください。	居住地・勤務地から近距離内における会議参加への日当は基本的に支給しないことになっております。他方、片道50Km以上の移動が生じる場合は、日当、宿泊費、交通費/燃料費を支給します。単価としては、日当120GHS/日、宿泊費は300GHS/泊、燃料費は1.5GHS/Km(交通機関利用は実費)で計算してください(これらは、ガーナ事務所規程に基づき、簡素化した数値です)。

	トから支給する。		
3	21 ページ 第6条 実施方針及び留意事項 (5) 対象サイト、の4)	『このプロポーザル競争とそれに伴う全州対象の SHEP 説明会については、毎年1回実施され、1回につき6州が選ばれる。現在、ガーナ国内には16の州が存在するが、対象州になる回数については特に制限はしない予定である。なお、各年に先行される6州を束ねた単位を「1バッチ」と呼び、2022年の第1バッチから始まり、2025年の第4バッチまで、計4つのバッチが形成される予定であるが、第4バッチについては、1年目のみ介入となる（下表のとおり）。』と、説明があります。説明中の『2022年』は2023年、『2025年』は2026年、のそれぞれ間違いでしょうか。	2022年中は、詳細計画策定期間となりますところ、ご指摘のとおり、第1バッチは2023年から開始となります。第4バッチは、2026年からになります。
4	24ページ 第7条 業務の内容 (4) 広報活動の実施	「ガーナにおける SHEP アプローチの普及を促進するため、C/P による SHEP ウェブサイトの立ち上げ及び更新作業等を支援する。」とありますが、こちらは既存のカウンターパートの省庁 Web サイトに SHEP ページを追加するようなイメージでしょうか。それとも独立した Web サイトを立ち上げることになるでしょうか。またこの Web サイト構築に係る費用は見積もる必要があるでしょうか。	プロジェクト所有のサイトを想定しているため、費用を見積もってください。
5	24ページ 第7条 業務の内容 (6) 先方政府への現地再委託方式の検討	先方政府への再委託で本案件の受託会社がリスク（証書紛失、用途不明金などの事案）を負うことが考えられます。JICA との協議では、リスクが発生した場合だ	先方政府への現地活動費の再委託につきましては、COVID-19 などの感染症の拡大や、深刻な治安の悪化などによって、対象サイトへの渡航が制限された場合において検討予

		<p>れが責任を負うのか、他案件で政府への再委託の事例はあるか等、JICA からの指導や判断が得られると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>定です。また、その際は、受注者側とも詳細を協議したうえで、最終的に決断することになり、現地再委託ガイドラインに則って対応頂きます。また、ナイジェリア SHEP 案件では、先方政府への再委託の事例はあります。</p>
6	<p>25ページ 第7条 業務の内容 (10) 現地調査の実施 36ページ 第4章 業務実施上の条件 (4) 現地再委託</p>	<p>36 ページでは現地再委託は、①ベースライン調査、②エンドライン調査、③インパクト評価—の3つであると明記されています。したがって、25 ページの詳細計画策定に向けた「現地調査」は、再委託調査の対象ではない、という指示内容と理解してよろしいでしょうか。すなわち、専門家と C/Ps、または、直接雇用の人材を活用した調査、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「現地調査」につきましては、基本的に、再委託調査の対象とはせず、専門家と C/P とで行っていただくものを想定しておりましたが、それに限定しているわけではありません。もし、必要性が認められる場合は、ご提案ください。</p>
7	<p>26ページ 第7条 業務の内容 (19) 対象州における州 SHEP チームの創設（第1バッチ1年目）</p>	<p>指示内容に『プロポーザル競争を経て選考された対象州においては、州農業事務所スタッフを主たる構成員とする「州 SHEP チーム」を創設する。選ばれた構成員に対しては、中央 SHEP チームによって、SHEP アプローチ普及にかかるトレーナー養成研修（TOT）を行う。』とあります。想定されている、各州の「州 SHEP チーム」の人数について明示されておらず、見積もりに関係しますので、ご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>州の農業局のサイズによりますが、5-6 名を目安として見積もってください。</p>
8	<p>27ページ 第7条 業務の内容 (23) デモサイトの創設</p>	<p>タイトルは『デモサイトの創設』とあり、指示内容に『このデモサイトの設置に関し』とあります。この表現から、SHEP 活動に含まれる『技術研修』を行う『栽培研修用の展示圃場を設置する』ことも含んでいる、という</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

		理解でよろしいでしょうか。	
9	27ページ 第7条 業務の内容 (23) デモサイトの創設 (24) デモサイトの対象FB0へのSHEP研修の実施	<p>バッチ1年目ごとの対象郡の数は少なくとも1州につき1郡、2年目は同州の少なくとも異なる1郡と理解できます。他方、想定されている、①対象農家グループ数、②グループごとの対象受益農家数—明記されていません。見積もりに関係しますので、①と②をご提示いただけないでしょうか。</p> <p>なお、②はグループに所属する全農家数に対して、本プロジェクトの受益者となるSHEP研修を直接受ける農家数と理解していますが、それでよろしいでしょうか</p>	<p>1郡につき最低1グループと考えていただき（それ以上が適当とする場合は複数でお願いします）、対象グループ内の農家数を30として、お見積りください。この30農家は、本介入において普及員（実際にはかなりばらつきがありますが、1郡に5-6名を目安にしてください）より直接SHEP研修を受けることになります。</p> <p>なお、こうした数値については、1年目の詳細計画策定期間に、妥当な数値を改めて算出していただき、協議の上第二期の契約時に反映することを想定しております。</p>
10	29ページ 第7条 業務の内容 (31) 対象郡の栄養課題の把握とTOTモジュールやツールの修正（第1バッチ1年目）	<p>(31)のタイトルでは『対象郡の栄養課題の把握』とありますが、指示内容の本文に『対象州の栄養課題および栄養関連情報を収集し、分析する』とあります。正しくは『州』でしょうか。</p> <p>また、栄養課題の分析対象は農家世帯を想定されているでしょうか。</p>	<p>『対象州』と読み取っていただいてもよろしいですが、対象州選定のためのプロポーザルに、対象郡が指定されているはずですので、その州全体を見つても、対象郡に特化した情報収集をすると効率的かと思います。なお、分析対象はお任せしますが、栄養課題については、部分的に、世帯内の構成員レベルを見る必要も出てくるのではないかと思われます。</p>
11	32ページ 第7条 業務の内容 (51) 経験共有ワークショップの開催	<p>指示内容に『SHEPアプローチの普及拡大を目指し、非対象州や他ドナーなどを対象に、本プロジェクトの経験や共有を共有するワークショップを開催する。』と</p>	<p>非対象州を主対象としておりますが、「非対象州や他ドナーなど」という表記の通り、と対象州を排除するものではありません。</p>

		<p>あります。こちらは、1~4バッチで選定されなかった非対象州が主眼であり、対象州は必ずしも含まない意図でしょうか。</p> <p>また上記前提の場合、各州（非対象州）、他ドナーなどからの参加人数の想定について、見積りに関係しますので、ご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>対象人数は、どのようなワークショップを行うかによるかと思いますが、「経験共有をする」うえで、効果的に実施できそうな対象人数をご提案ください。</p>
12	<p>36ページ</p> <p>(4) 現地再委託</p>	<p>「以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。</p> <p>① ベースライン調査</p> <p>② エンドライン調査</p> <p>③ インパクト評価（実施が決定した場合）」</p> <p>とありますが、別見積対象には③ インパクト評価は含まれておりません。こちらはプロポーザル提出時点では見積もらず、実施可否が決まってから見積もり、契約変更にて対応するというのでしょうか。</p>	<p>③につきましては、実施が決定した場合に限って、契約変更で対応する予定です。今回は、見積もりに含める必要はございません。</p>
13	<p>P20 (4) 実施体制</p> <p>中央 SHEP チーム、州 SHEP チーム、郡 SHEP チーム</p>	<p>中央 SHEP チーム、州 SHEP チーム、郡 SHEP チームの構成員はそれぞれ何名程度を想定していますか。</p>	<p>厳格に人数を定めておりませんが、中央、州、郡、それぞれ、4-5名を目安にしてください。</p>
14	<p>P23 合同調整委員会（JCC）</p>	<p>JCCは何名で構成されますか。</p>	<p>詳細計画策定後に変更になる可能性はありますが、別途配付している、R/D(写)のAnnex5（22ページ目）をご参照ください（資料配付については、企画競争説明書のP.36をご参照ください）。</p>

15	p.6(6)見積書	<p>本プロジェクトは全国が対象となっており、対象となる州によって、ガーナ国内における専門家の移動ルートや距離が異なります。いずれの州が選定されたとしても飛行機による移動も含めて複数の移動が発生することが予想されますが、ガーナ国内の移動費についてはどのように見積書に計上すればよろしいでしょうか。現時点では、対象州が未定であり積算が難しいことから、プロポーザル提出時の日本人専門家も含めたプロジェクト関係者の移動費は定額計上とすることが妥当と考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>質問 2 回答の旅費規程を参考にご検討ください。現時点で、未決定事項が多いため、詳細は深く問いません。</p>
16	同上	<p>中央・州・郡レベルなど、C/P の日当・宿泊、交通費等の支払いについては政府関係者の役職や活動実施地によって日当・宿泊費、交通費が異なる可能性があると考えており、同国の別セクターにおいて JICA の定めるコスト・ノームがあるようですが、当該プロジェクトでも適用されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、その規定を共有していただけますでしょうか。</p>	<p>質問 2 の回答をご参照ください。</p>
17	p.6(6) 見積書、5)	<p>「5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費」について、「PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください」とあります。これに関連して、「PCR 検査関連費用」、「現地一時隔離関連経費」、「本邦一時隔離関連経費」、新型コロナ対策</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

		<p>費用の緊急輸送が含まれる場合の海外旅行保険料（JICAにご負担頂く200円/日）についても計上不要という理解で良いでしょうか。</p>	
18	p.7、9(1) 評価対象業務従事者について	<p>1年目の詳細計画策定調査の結果から、特定分野の活動を追加または強化する必要性が判明する可能性があります。その場合、日本人専門家の数（専門分野の追加含む）また人月の増加を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>詳細計画策定において必要性が確認されれば、日本人専門家の数・人月の増加の可能性はあります。ただし、増加の確定のためには先方政府・JICA 内双方での承認プロセスを経る必要があります。詳細計画策定プロセスにおいて、必要に応じご相談出来ればと思います。</p>
19	p.21(5) 対象サイト、5)	<p>ガーナ北部など安全管理上、現在法人関係者の渡航が制限されているとありますが、プロジェクトが雇用するスタッフがこれらの地域に渡航することは可能でしょうか？また、国内において渡航が全くできない地域などがあれば、具体的に共有いただけませんか。</p> <p>加えて、同項目内に「北部5州への渡航については、渡航が必須である活動に限り、渡航回数と人数は最小限で計画を立てること」とあります。北部5州への日本人の渡航申請において、貴機構安全管理部の承認を得られやすい活動内容または承認にあたっての必要な条件、一度に渡航しても良い人数などの制限等がありましたら、可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>ブルキナ・トーゴ国境の限れた地域以外を除き、全く渡航不可という地域はありません。ただ、北部5州については邦人関係者の渡航はJICA 本部承認となっており、かつ渡航期間も必要最低限とすることが求められています。現地人材の渡航も、基本的には邦人関係者に準ずる形となっています。</p> <p>プロポーザル策定にあたっては、北部5州への渡航に関しては、「アッパー・イースト州、アッパー・ウェスト州は、邦人関係者1名+現地人材数名（運転手を含む）で、1回の出張で1泊2日の滞在を上限（月2回を上限）」、「ノーザン州、ノースイースト州、サバンナ州は邦人関係者2-3名+現地人材数名で、1回の出張で2泊3日の滞在を上限（月2回を上限）」を目安としてください。なお、渡航可否判断は、現地の状況を踏まえて行われており、常に変更の可能性が有ることご了承ください。</p>

20	p.23(3)合同調整委員会	<p>本プロジェクトの合同調整委員会（JCC）の具体的なメンバー（または役職）については、今後公開されるRDに記載される予定でしょうか。もし、それらの情報がRDに記載されない場合は、先方政府との協議の過程で同意した JCC のメンバー（または役職）についての情報を共有いただけますでしょうか。</p>	<p>質問 14 をご参照ください。</p>
21	p.24 (6)	<p>先方政府への現地再委託の実施の検討を妨げないといっていますが、ここに記載されている先方政府への現地再委託はベースライン調査、エンドライン調査、インパクト評価の実施を意味しているかと理解していますが、それ以外の業務も想定しているかについて確認させてください。また、現地再委託を行う場合、先方政府に対してお支払いする金額がコスト・ノームと異なることになることも想定されます。関係政府職員のその他の業務へのモチベーションが下がる要因となることを懸念しています。こうしたことから、政府への再委託について、具体的にどのような意図や条件、業務内容を想定しているか、上記の懸念点に対するお考えも含め、もう少し説明をいただけないでしょうか。また、先方政府への現地再委託については、現時点では判断が難しいことから見積は定額計上が妥当と考えますが、この点についての考え方もご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>「先方政府への現地再委託」と「ベースライン調査、エンドライン調査、インパクト評価の実施にかかる再委託」とは別のものです。</p> <p>また、「先方政府への現地再委託」に関しましては、質問 5 回答をご参照ください。</p>

22	p.26 (4)	<p>ベースライン調査、エンドライン調査、インパクト評価については、現地再委託が認められています。インパクト評価の実施の有無は現時点では未定です。そのため、プロポーザル提出時には見積りには含めず、実施が決定した時点で契約変更を行うなどして対応するのが妥当と考えます。この点についてご意見を伺わせてください。</p> <p>もしも見積りに含めるべきという判断の場合、インパクト評価調査の内容は詳細計画調査による情報収集結果を基に貴機構と協議して詳細を決定すべき活動であるため、現時点では定額計上とすることが妥当と考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>インパクト評価については、実施は決定していないため、今回の見積りに含めずをお願い致します。実施の場合は、契約変更をもって対応することといたします。</p>
23	p.28 (26)、 p.28 (29)	<p>特に第3年次以降、対象農家へのモニタリングが重要となることが想定されますが、本プロジェクトでは、対象範囲が広いので、日本人専門家やプロジェクトスタッフが各地を訪問することは難しいと想定しています。そのため、政府普及員のモニタリング活動のための IT 関連の資機材やそれらに関する経費等が必要になることが考えられます。このようなコストの必要性は、1年目の詳細計画策定段階で既存の普及やモニタリングシステムならびに課題点等の確認を通じて明確になりますので現時点での具体的な金額の積算が難しい状況です。上記のようなコストについて</p>	<p>ご指摘のとおり、具体的な活動については、1年目の詳細計画策定後に明確になってくるものと考えます。よって、第二期の契約時に、詳細計画に基づいて、改めて提案をしていただく予定です。現時点は、厳密な計画を求めません。</p>

		は、詳細計画策定調査の結果を踏まえ、第2期の契約時に提案が可能でしょうか。もし、それが難しい場合は、現時点では、定額で別見積りに計上することが妥当と考えますが、いかがでしょうか。	
24	p.32-33 (1)報告書、2)報告書の仕様	報告書は全て簡易製本となっていますが、プロジェクト事業完了報告書も簡易製本で良いでしょうか。	現時点では、簡易製本でご対応ください。しかしながら、第三期の契約時に変更になる可能性もあります。
25	p.35-36 (3) 業務用機材、1)	先方政府と合意しているプロジェクト執務スペースの利用について、プロジェクトが負担すべき費用に関する情報共有をお願いします。 1. 光熱費 2. ジェネレーターの有無とジェネレーターのメンテナンス代や燃料代 3. インターネット（通信環境）や電話の有無 警備費の必要性（警備員の雇用、セキュリティアラームの設置、有刺鉄線の設置の必要性の有無など）	現時点では、少なくとも、光熱費および通信費は計上してください。他方、現時点で執務スペースは、首都アクラの比較的治安が安定した先方政府機関内に設ける予定です。
26	同上、p.36 (6) 対象国の便宜供与	本プロジェクトは全国で活動を実施することが想定されています。利便性の点から、いくつかの都市にサテライト事務所を設置する可能性もあると考えますが、先方政府とこうした点について何か合意事項やアレンジはあるのでしょうか。また、もしもプロジェクト事務所を2か所以上に設置する必要があると判断した場合、プロジェクト執務室用の家具類500千円についてはプロポーザル提出時点で2か所目以降の事	本件については、先方政府との合意事項などはございません。必要性を感じられる場合、別見積もりでご提案ください。

		務所についても 1 箇所につき 500 千円を別見積に記載することは可能でしょうか。	
27	企画競争説明書、p.6 (6) 見積書 別見積もり	「ベースライン調査およびエンドライン調査(現地再委託経費)」と記載されています。また、インパクト評価については、現時点では実施の有無及び詳細内容が決まっています。そのため、インパクト評価に係る現地再委託経費は本プロポーザルの見積もりに計上しなくてもよいでしょうか？(念のための確認です。)	質問 22 の回答をご参照ください。
28	企画競争説明書、p.11 (3) 業務従事予定者の経験、能力 2) 評価対象業務従事者の経歴	業務主任者の類似業務経験の分野として、「SHEP に関する各種業務」とありますが、具体的にはどのような分野が類似業務経験に含まれるでしょうか？園芸作物栽培、農産物マーケティング、農業普及、農民組織等は対象分野に含まれますでしょうか？	SHEP アプローチを用いた事業における業務経験、及び記載頂いた分野等が該当致します。なお、本案件には別途、園芸栽培技術分野の業務従事者の配置も求めていますので、SHEP 担当専門家は SHEP 事業総括、農産物マーケティング、農業普及分野の業務経験を有すると、より効果的なチームになると考えています。
29	企画競争説明書、p.20 (3) プロジェクトの基本方針 1) および 4) 本業務での栄養改善の考え方	本業務の基本方針として、「栄養改善促進活動を通し、増加した収入を栄養価の高い食品の購入に充ててもらうことで、対象世帯の栄養改善を図る。」とあり、栄養価の高い食品の購入を促す方針だと理解できます。そのため、プロジェクト目標である小規模農家の生活改善に向けて、例えば栄養価の高い自家消費用の作物栽培や動物性タンパク質摂取のための養鶏の推進といった直接的に栄養改善につながる活動を含める必要はないということでしょうか？	本案件は、あくまで SHEP の普及を重視しており、SHEP の一連のプロセスを通じて選択された作物(園芸作物中心)以外の栽培・飼育などへの指導は想定しておりません。しかしながら、栄養改善研修などで栄養価の高い作物栽培等を紹介・奨励したりすることを妨げるものではありません。

30	22頁 (11) インパクト評価の実施	インパクト評価を実施する場合、プロジェクトの対象外の農家のデータも取得する必要が生じると考えられ、作業規模が大きくなることが想定されます。インパクト評価に係る業務量や作業内容は本プロポーザルで提案する必要があるでしょうか？それとも実施自体が未確定であるため、業務開始後に人・月を追加していただくことになるでしょうか？	質問22の回答をご参照ください。
31	24頁 (6) 先方政府への現地再委託方式の検討	「必要に応じて、先方政府への現地再委託の実施を検討することを妨げない。」とありますが、先方政府への現地再委託を想定した場合、本プロポーザルのために先方政府に対して現地再委託の見積もり作成を依頼しても問題ないでしょうか？	プロポーザル作成段階においては先方政府への現地再委託は想定無しでお願い致します。その他、質問5の回答もご参照ください。
32	P6 第1章8. (6) 見積書	2) c) にある「安全対策経費」に、警備員の備上あるいは警護警官への日当を計上しておく必要があるか？	今回は、計上不要です。ただし、状況によっては、第二期以降の契約時に加えていただく可能性もあります。なお、ガーナ北部への渡航に関しては、プロジェクト雇用スタッフやC/Pなど、現地人材の同行を前提でご検討お願いいたします。
33	P6 第1章8. (6) 見積書	2) d) にある「障害のある業務従事者に係る経費」には、どのようなものを含む想定か。	対象となる方の障がいの状況によるかと思われますところ、特に規程などはございません。業務を遂行するにあたり、必要な支援にかかる経費をご計上ください。
34	P6 第1章8. (6) 見積書	2) e) ベースライン調査およびエンドライン調査（現地再委託経費）について、活動対象と想定されるすべてのグループにおいて現地再委託による調査を想定	R/Dなどもご参照のうえ、どのようなベースライン調査およびエンドライン調査が妥当かをご提案ください。

		すべきか。	
35	P17 第3章第3条(7)活動の概要	【中央 SHEP チーム】活動 1-4 にあるファームインスティテュートとは、どのような組織か。	食糧農業省の人材開発管理局 (HRDMD) が所管する機関であり、農家の能力向上を図ることを目的とし、ここでは、農家が農業技術全般にかかる研修を受けることができます。
36	P17 第3章第3条(7)活動の概要	【中央 SHEP チーム】活動 1-8 において、デモサイトの定義について確認したい。デモサイトとは、展示圃場という意味ではなく、SHEP の活動対象として選ばれた農家グループが所在する場所 (村、地区など) ととらえてよいか。	デモサイトとは、農家グループが所在する場であり、研修を行う際に利用する圃場(展示圃場)がある場所と定義します。
37	P20 第3章第6条(3)プロジェクトの基本方針	4) において、栄養改善で利用する研修モジュールや教材に「WIAD が有する既存のものを活用する」とあるが、他の省庁、JICA による他のプロジェクト、他国のプロジェクト、他ドナーのものを活用することに問題はるか。	その必要性が認められた場合、他の既存の研修教材モジュールや教材を活用することを妨げるものではありません。ただ、WIAD の教材は、他ドナーの支援を受けて、現地事情に即した内容に開発されており、また、本案件はあくまで SHEP の普及が中心であることから栄養改善コンポーネントにかかる業務負担を軽減することを目的として、左記を記載しています。
38	P22 第3章第6条(6)対象州および対象群における活動	4) において、プロジェクトが支弁する「普及活動コスト」には具体的には何が含まれるか。例えば、政府職員に対し燃料代は出せるが、日当は出さないなど何等かの方針があるか。	基本的には、政府人材の移動にかかる旅費(日当、宿泊費、交通費)、展示圃場用の農業資機材が主たる要素となります。なお、旅費などの詳細につきましては、質問 2 回答をご参照ください。
39	P22 第3章第6条(11)インパクト評価の実施	インパクト評価を実施する場合の評価手法や目的は、介入の効果を測定するものか、それともプロジェクト	質問 22 の回答をご参照ください。

		<p>のアウトプットから波及する（評価 5 項目でいうところの）インパクトか。前者の場合、RCT のような手法を導入すると、「（3）プロジェクトの基本方針」の 3）にある対象地域以外への普及拡大や、「（9）他の援助機関との連携」による SHEP アプローチの面的拡大と相容れないことも考えられる。</p>	
40	P22 第 3 章第 6 条（13）金融包摂の導入	<p>記載にある「農民の金融リテラシーの強化」は、プロジェクトの活動として実施する計画か。あるいは、C/P 機関内の関連部署や他の機関、民間企業などとの連携による行うに留めるものか。</p>	<p>プロジェクトの成果発現をサポートする活動として、機構内の知見や人材の活用なども活用し、追加的に実施することを想定しているものです。本件に関連して、良いアイデアがありましたら、是非ご提案ください。</p>
41	P35 第 4. （3）業務用機材	<p>SHEP 広域班では、タブレット一斉導入策（推奨スペックと教材一式に係る情報を提供）を取ったと聞いているが、本案件においても配布を想定しているか。</p>	<p>現時点では明確な計画はありませんが、将来的な導入の可能性はございます。良い活用案がございましたら、是非ご提案ください。</p>